

別紙

諮問第 1759 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において不開示とした部分のうち、別表 2 に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「千代田区福祉事務所職員名簿（令和 5 年度）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和 5 年 11 月 2 日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、実施機関は、「千代田区福祉事務所生活保護関係職員名簿（令和 5 年 4 月 1 日現在）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例 7 条 2 号及び 6 号に該当する情報を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 3 月 19 日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和 6 年 4 月 10 日に実施機関から理由説明書を収受し、令和 7 年 4 月 25 日（第 257 回第二部会）から同年 7 月 25 日（第 260 回第二部会）まで、4 回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のと

おり判断する。

ア 本件一部開示決定について

本件対象公文書は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく事務監査のため、千代田区が作成して、東京都（以下「都」という。）へ提出したものである。

実施機関は、本件対象公文書について、別表1に掲げる本件不開示情報1から3までを、条例7条2号及び6号に該当するとして不開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件不開示情報の不開示妥当性について

（ア）本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、本件対象公文書の「職層名」欄に記載された、再任用、再雇用、会計年度任用等の雇用形態及び勤務日数である。

実施機関は、本件不開示情報1について、公表されていない福祉事務所の職員体制に関わる情報であり、正規職員、非正規職員の別は、特定の個人の雇用形態が如何であるかを示す情報であることから、個人に関する情報で、個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たり、また、その内容を公にすることにより、特定の職員による対応を求められるなど今後の福祉事務所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

a 「職層名」欄のうち、雇用形態に係る部分について

審査会が検討したところ、雇用形態に係る記載は、特定の個人を識別することができる情報であって、条例7条2号本文に該当するが、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の職に係る部分であることから、同号ただし書ハに該当する。また、再任用等の職員がいることをもって、福祉事務所の事務の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条6号に該当しない。

したがって、別表2に掲げる部分は、条例7条2号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 「職層名」欄のうち、勤務日数に係る部分について

審査会が検討したところ、勤務日数に係る記載は、福祉事務所の職員の体制に関

わるもので、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張は首肯できる。

したがって、当該部分は、条例 7 条 6 号に該当し、同条 2 号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報 2 について

本件不開示情報 2 は、本件対象公文書の「氏名」欄に記載された職員の氏名のうち、嘱託医の氏名である。

実施機関は、嘱託医の氏名は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、法令や慣行等により公表されておらず、また、嘱託医の任用は、区内の開業医又は医師会からの推薦によるため、嘱託医の氏名を公にした場合、勤務先の医療機関が特定される場合が極めて高く、医療機関での医療業務に支障が出るなどの弊害や、嘱託医の継続任用が困難となることも想定されると説明する。

審査会が検討したところ、嘱託医の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例 7 条 2 号本文に該当し、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報ではないことから、同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報 2 は、条例 7 条 2 号に該当し、同条 6 号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 3 について

本件不開示情報 3 は、本件対象公文書の「現担当事務経験年数」、「生活保護地区担当員通算経験年数」、「その他社会福祉事務経験年数」、「社会福祉主事資格」、「社会福祉士資格」、「福祉職」、「当事務所配属年月」、「当事務所配属前直近の所属」、「備考」の各欄に記載された、担当職員の職務経歴、資格、職種、休暇等に関する情報である。

実施機関は、これらの情報は個人に関する情報で、個人の権利利益を害するおそれがあると説明する。また、その内容を公にすることにより、経験年数の長い職員による対応や、国家資格有資格者による対応を求められるなど、今後の福祉事務所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が検討したところ、本件不開示情報 3 は、担当職員の職務経歴、資格、職種

等の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、これらの情報を公にすると、経験年数の長い職員や有資格者等による対応を求められるなどにより、福祉事務所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張は首肯できるものである。

したがって、本件不開示情報3は、条例7条2号及び6号に該当し、不開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件不開示情報

1	「職層名」欄のうち、雇用形態及び勤務日数に係る部分
2	「氏名」欄のうち、嘱託医の氏名
3	「現担当事務経験年数」欄（管理職に係る部分を除く）、「生活保護地区担当員通算経験年数」欄、「その他社会福祉事務経験年数」欄、「社会福祉主事資格」欄、「社会福祉士資格」欄、「福祉職」欄、「当事務所配属年月」欄（管理職に係る部分を除く）、「当事務所配属前直近の所属」欄（管理職に係る部分を除く）、「備考」欄

別表2 開示すべき部分

本件不開示情報1	「職層名」欄のうち、雇用形態に係る部分
----------	---------------------